

第1章

計画策定に
あたって

第1章 計画策定にあたって

第1節.

計画策定の背景・目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されています。核家族世帯や、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきました。

このような状況の中、平成7（1995）年度に高齢者保健福祉計画、平成12（2000）年度に介護保険制度が創設され、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成18（2006）年度には、地域包括ケアシステムの構想が掲げられ、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられる体制の構築のため、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が目指されました。

また、平成27（2015）年度には、医療介護総合確保推進法が施行され、持続可能な社会保障制度の確立のため、将来を見据えて効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すること、先述した地域包括ケアシステムを構築することを目指し、関連法の整備が行われました。

本町においても、各種介護基盤の整備に加え、介護予防・健康づくりの取組を行ってきました。

本計画年度には、かねてより見込まれていた「2025年問題」が含まれており、いわゆる団塊の世代が75歳になることで後期高齢者が急増します。さらにその先では、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳になり、前期高齢者が急増する「2040年問題」が想定されています。要介護認定率の高い85歳以上人口の増加も見込まれ、介護給付費の更なる増大を目前に、介護保険制度の維持や、新たに介護サービスを提供する人材の確保、介護離職の防止が大きな課題となっています。

加えて、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや、生活困窮世帯、老老介護などの複合的な課題が増加しています。多様化したニーズに対応するためにも、地域住民の主体的な見守り・助けあい体制の構築、支援が必要となっています。

こうした背景を受け、「竜王スマイルエイジングプラン2024（竜王町高齢者保健福祉計画・竜王町介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）は中長期先を見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組を策定します。また、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すものとし、

なお、本計画では、「自分は幸せであると感じている人が多い」を最終目標とし、病気や障がいがあっても、笑顔（＝スマイル）で年を重ね（＝エイジング）、いつまでも自分らしく暮らせる共生のまちを目指すため、「竜王スマイルエイジングプラン」と愛称をつけました。

国による基本指針見直しのポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなど、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めることが重要。
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスや地域密着型サービスの更なる普及・推進が重要。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域共生社会の推進
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備。

(3) 高齢者と家族を支える支援体制の充実

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ



(1) 老人福祉法、介護保険法の規定

本計画は、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置づけられます。老人福祉法にて従来定められていた老人保健計画の策定義務はなくなっていますが、保険施策と福祉施策の調和を保つ観点から、本町では老人福祉計画とあわせて高齢者保健福祉計画と呼称します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された計画で、今回が第9期となります。要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険サービスの種類ごとの見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。

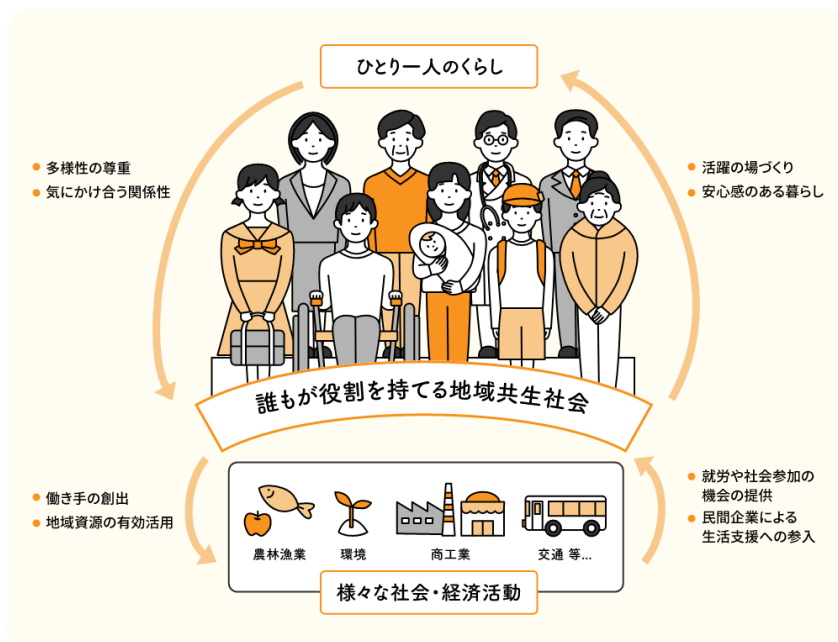
(2) 社会福祉法の規定

① 「地域共生社会」について

平成29（2017）年に社会福祉法が改正され、地域住民全体の包括的な支援を目指す地域共生社会の構想が示されました。「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題や制度の狭間など）等に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりに寄り添った支援を行うことが、「地域共生社会」を実現するために重要となっています。

「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

② 「地域共生社会」の実現に向けた竜王町の考え方

本町は、比較的小規模な自治体の強みを活かして、顔の見える関係を基盤に住民相互の支えあい、官民協働による支援体制の構築を進めています。地域や地域住民、地域に関わる人に愛着や関心を持って、社会的性差、世代、居住地等の属性を超えてつながり続け、お互い様のもと支えあう地域を目指しています

③ 社会福祉法の改正について

平成 29（2017）年6月に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって社会福祉法の一部が改正され、住民や福祉関係者との連携により地域生活課題を解決するという、地域福祉推進の理念等について規定されました。

さらに、令和2（2020）年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」によって社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくための「重層的支援体制整備事業」の創設等について規定されました。

また、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめは以下のとおりです。

<提言内容>

市町村における包括的な支援体制の構築を推進するための3つの視点

- ・「断らない相談支援」
- ・「参加支援」
- ・「地域づくりに向けた支援」

これを受け、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法により、「重層的支援体制整備事業」が包括的な支援体制の整備を推進するための制度として創設されました。

④ 「重層的支援体制整備事業」との関連性について

平成 29（2017）年に成立した改正社会福祉法では、市町村は、地域共生社会の実現に向けて具体的な取組を進めていくことが求められるようになりました。本町においては、「竜王町地域福祉計画・竜王町地域福祉活動計画」の中で、具体的な取組やその進行管理などを位置づけ、包括的な支援体制の整備を図っています。

竜王町では、令和4（2022）年度より重層的支援体制整備事業を本格実施しております。なお、竜王町では、重層的支援体制整備事業について、包括的な支援体制の整備を推進するための法的根拠、財源などの原動力に位置づけています。

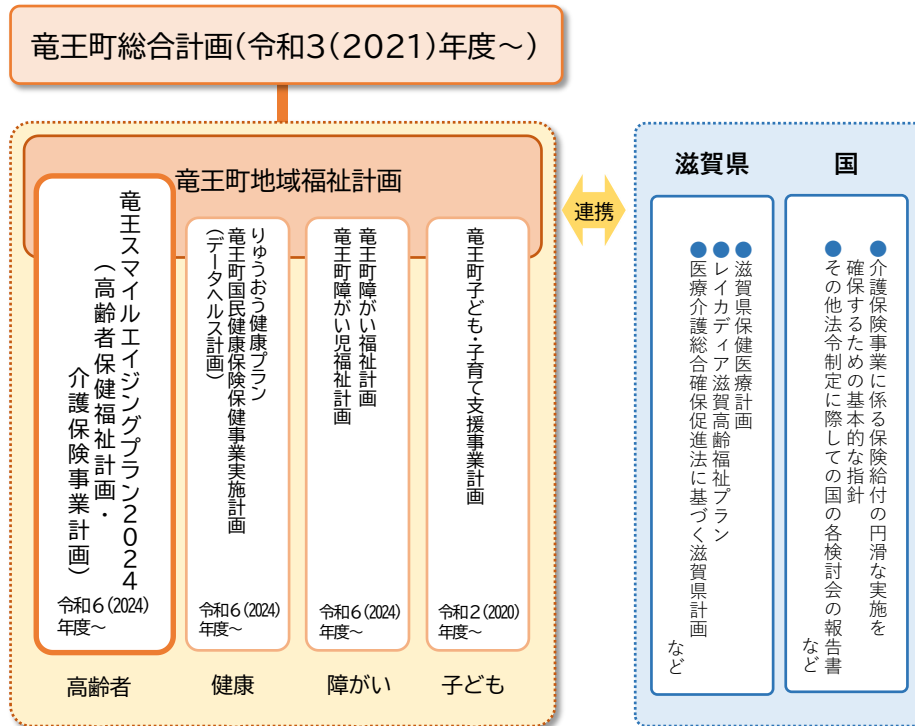
重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、これまでの福祉制度や政策の中で、困難や生きづらさを抱えるすべての人々のための仕組みです。具体的には、（ア）「属性を問わない相談支援」、（イ）「参加支援」、（ウ）「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を支援の柱とします。これらの支援をより効果的・円滑に実施するために、（エ）「多機関協働による支援」、（オ）「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、（ア）から（オ）までの事業を一体的に実施する事業です。

(3) 関連計画・指針

本計画は、竜王町総合計画をはじめとする国・滋賀県・町の関連計画・指針との整合を図りながら策定・推進します。

福祉分野では、地域福祉計画が掲げる基本理念『みんなの「あい」でつくる共生のまち竜王』を目指し、高齢者・障がい者、子ども・子育てなど、各分野の関連計画と整合を図りながら策定・推進します。



第3節. 計画期間

介護保険法第117条第1項において「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めるものとする。」とされています。

本計画は、令和7(2025)年、令和22(2040)年を念頭に置き、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの三年を一期とする計画です。

H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	...	R22 (2040)		
第7期計画 (2018～2020)			第8期計画 (2021～2023)			第9期計画 (本計画) (2024～2026)			第10期計画 (2027～2029)			...			
令和7(2025)年を見据えた計画策定							令和22(2040)年を見据えた計画策定							...	
		見直し ----->			見直し ----->			見直し ----->			見直し ----->				

団塊の世代が75歳に▲

団塊ジュニアの世代が65歳に▲

第4節.

計画策定の方法

本計画の策定にあたって、町内の高齢者、介護サービス事業所を対象としたアンケート調査や、住民を対象としたパブリックコメントを実施し、本計画作成の参考資料としました。

(1) アンケート調査の実施

高齢者のニーズを把握するため、令和4（2022）年11月～同年12月の期間に、65歳以上の要介護認定を受けていない人を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」）と、在宅で介護をしている家庭を対象とした在宅介護実態調査を行いました。また、介護人材の確保に向けた課題などを把握するため、令和5（2023）年1月31日～同年2月の期間に、介護保険サービス提供事業者に関するアンケート調査（以下、「事業者調査」）を行いました。

種類	対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者 (65歳以上の人で、要介護認定を受けていない人や、要支援1・2の認定を受けている人)	郵送による配布・回収	2,950件	2,287件	77.5%
②在宅介護実態調査	要介護高齢者 (在宅で生活しながら要介護認定を受けている人)	郵送による配布・回収	393件	267件	67.9%
③介護保険サービス提供事業者に関するアンケート調査	介護保険サービス提供事業者	郵送による配布・回収とWEBの併用	23件	18件	78.3%

(2) 竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会での協議

令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて、保健医療関係者、福祉関係者、地域活動団体や住民の代表者で構成される竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会を7回開催しました（うち1回は書面開催）。委員会においては、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6（2024）年1月にパブリックコメントを実施し、住民の皆様のご意見を計画に反映できるよう、ご意見を募集しました。

第5節.

日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

介護保険法第117条第2項第1項にて規定されており、介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、当該市町村が定めることとされています。

本町においては、町域を1つの日常生活圏域として設定し、各種施策を展開してきました。本計画期間も引き続き1圏域で設定しますが、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域づくりについて、各地域の実情に即した事業展開を行います。

日常生活圏域
(30分で駆け付けられる圏域)

